

大雨による土砂災害への備え

大雨は土砂災害の引き金となります。主な土砂災害の種類は以下の通りです。
参考:沖縄気象台「沖縄防災カレンダー」

大雨や地震などでゆるんだ地盤が崩れ落ちる

がけ崩れ



- 前兆現象-----
- がけにひび割れができる
 - 小石がパラパラと落ちてくる
 - がけから水が湧き出る

たまった土砂や石が大雨の影響で一気に押し流される

土石流



- 前兆現象-----
- 山鳴りがする
 - 急に川の水がにごり、流木が混ざり始める
 - 腐った土のにおいがする

地下水の影響で斜面がすべり落ちる

地すべり



- 前兆現象-----
- 地面がひび割れ・陥没
 - がけや斜面から水が噴き出す
 - 井戸や沢の水がにごる

- ▶夜間・早朝に大雨が予想されるときは、市町村からの避難情報を確認し、大雨警報や土砂災害警戒情報なども参考に、早めの避難行動を!
- ▶激しい雨で避難所へ向かうことが危険であると判断した場合は、近くの頑丈な建物に避難!
- ▶近くの建物への避難が難しい場合は、自宅の2階や、少しでもがけから離れた場所へ避難!

「避難」とは、「難」を「避」けることです。

難を避けるには、命を守る行動が必要です。いざという時に、命を守る行動をとれるように普段から情報を集めておきましょう。

ハザードマップポータルサイトでは、自宅の住所を入れて、災害リスクの有無を見ることができます。自宅周辺や勤務先、学校、通勤・通学路などの生活圏の危険な場所・安全な場所を把握しておきましょう。避難先は役場・小中学校・公民館だけではありません。安全な親戚・知人宅への避難も想定し、日ごろから相談しておきましょう!



お問い合わせ ☎ 環境安全課 生活保全係 098-945-5018

健康だより

命と健康を守るために、簡易トイレの備蓄を!

～水や食べ物は我慢できても、トイレは我慢できません～

日頃から防災対策へのご協力ありがとうございます。災害への備えで「水」や「食料」を準備されている方は多いと思いますが、同じくらい重要なのが「トイレの備え」です。

1. 沖縄県特有の「物流停止」のリスク

沖縄県は大規模災害時には空港等が被害を受け、支援物資の到着が数日間停止することが『西原町地域防災計画』でも想定されています。「足りなくなったら買いに行く」「すぐに支援が届く」という考えは非常に危険です。

2. 「停電」だけでトイレは止まる

令和5年の台風第6号では、県内各地で停電、断水が発生しました。特にマンションなどの集合住宅では、断水していても停電によって給水ポンプが停止し、トイレが流せなくなる事例が多発しています。

3. 「トイレを我慢すること」は命にかかります

トイレの備えがないと、多くの方が無意識に水分摂取を控えてしまいます。これが原因で、エコノミークラス症候群、感染症の拡大等、命に関わる事態を招くことが明らかになっています。

4. 各家庭で準備すべき「簡易トイレ」の目安

経済産業省のガイドラインでは、「1人1日5回分×7日分(計35回分)」が標準的な目安となります。ホームセンター等で、長期保存が可能な製品が販売されています。今すぐ備蓄状況を確認し、大切な家族のために準備をお願いします。



お問い合わせ ☎ 環境安全課 生活保全係 098-945-5018 | こども課 こども相談係 098-945-5311

税務課からのお知らせ

6月1日より

令和8年度(令和7年分) 町県民税申告受付を再開します
令和8年度(令和7年分) 所得証明書等の発行を開始します

※収入がなかった場合でも、「収入がなかった」旨を申告しないと所得証明書などの発行ができないことがあります。また、申告をしてから証明書を発行するまで1週間程度お時間をいただいております。ご了承ください。

町県民税が課税される方

- 令和8年1月1日現在、西原町に住所を有する方
- 令和8年1月1日現在、西原町に事務所・事業所などを有する個人で、町内に住所を有しない方については、均等割のみ課税されます。

町県民税が課税されない方(非課税)

- 生活保護法によって生活扶助を受けている方
- 障がい者、未成年者、寡婦または、ひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の方
- 前年中の合計所得金額が下記を下回る方
28万円×(扶養人数+1)+10万円+16.8万円 ※被扶養者がいない場合は38万円以下の方

課税内容について、疑問やご不明な点がある場合はお気軽に下記までご相談ください。

お問い合わせ ☎ 税務課 町県民税係 098-945-4729

悪質滞納者には差押を執行します

令和7年度 町税滞納処分実績	
預貯金差押	79 件
給与差押	76 件
交付要求・参加差押	6 件
合計	161 件

納税相談も行っています。滞納処分を受ける前に早めに相談ください。



お問い合わせ ☎ 税務課 徴収収納係 098-945-4729

マイナンバーカード夜間・休日窓口のご案内

- マイナンバーカード関連手続の時間外窓口を下記のとおり開設します。予約制となっておりますので、ご希望の方は、町民課までお問い合わせください。

開設日時

6月 9日(火) 午後5時30分～午後7時30分
6月 18日(木) 午後5時30分～午後7時30分
6月 28日(日) 午前9時～正午



お問い合わせ ☎ 町民課 住民年金係 098-945-5012